



目次	ページ
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	1
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	1
◎公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	1
◎特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	2
◎管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	2
◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	2
◎公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	4
◎警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	5
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正	7

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第17号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表知事部局の項2種の欄中

「地域防災監
医監
地域産業振興監」
を
「情報セキュリティ推進監

地域防災監
医監
スポーツ振興監
地域産業振興監
産業技術振興監」
に改め、「消防学校長」及び「産学官民連携センター副センター長」を削り、
「大阪事務所長」
を
「大阪事務所長
工業技術センター所長」
に改め、同項3種の欄中
「地域防災企画監」
を
「地域防災企画監
土木企画監」
に、
「中央西県税事務所次長」
を
「中央西県税事務所次長
消防学校長」
に、「大阪事務所次長」を「産学官民連携センター副センター長」に改め、「工業技術センター所長」を削る。
別表第1の22の表中「建設管理課」を「土木政策課」に改める。
別表第4の表中「中央西福祉保健所及び」を削り、

農業大学 校及び農 業担い手 育成セン ター	農業に関する研修教育に直接従事する ことを本務とする職員	1
------------------------------------	---------------------------------	---

を
「

農業大学 校及び農 業担い手 育成セン ター	農業に関する研修教育に直接従事する ことを本務とする職員	1
林業学校	林業に関する研修教育に直接従事する ことを本務とする職員	1

」
に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第18号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表知事部局の項中「消防学校長」、「産学官民連携センター副センター長」及び「高知高等技術学校長」を削り、同表の1の表収用委員会事務局の項を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第19号

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年高知県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1室戸市教育委員会事務局の項中「課長」を「課長 主監」に改め、同表須崎市教育委員会事務局の項中「課長」を「課長 推進監」に改め、同表宿毛市市長部局特別養護老人ホームの項を削り、同表四万十市の項中「監査委員事務局」を「監査事務局」に改め、同表香南市教育委員会事務局の項中「課長」を「課長 教育企画監」に改め、同表東洋町教育委員会事務局の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改め、同表土佐町教育委員会事務局の項を削り、同表大川村村長部局の項中「会計管理者」を「会計管理者 参事」に改め、同表いの町町長部局本庁の項中「総務課参事 紙の博物館長 総務課長補佐 総務課副参事（総務担当）」を「紙の博物館長 総務課長補佐（総務担当）」に改め、同表構原町教育委員会の項中

「 」

こども園	園長
------	----

を
「

こども園	園長
図書館	館長

に改め、津野町教育委員会事務局の項中「教育長 課長」を「課長」に改める。

別表第2 高幡西部特別養護老人ホーム組合の項中「会計管理者 施設長 生活相談員」を「事務局長補佐 会計管理者 施設長」に改め、同表嶺北広域行政事務組合の項中「事務局次長 会計管理者 園長」を「会計管理者」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

~~~~~  
 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日（掲示済）

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第20号**

**特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則**

特地勤務手当等に関する規則（昭和45年高知県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

|                |            |    |
|----------------|------------|----|
| 安芸郡馬路村馬路2197-1 | 安芸警察署馬路駐在所 | 2級 |
|----------------|------------|----|

を  
「

|                |            |    |
|----------------|------------|----|
| 〃              | 計画推進課員駐在所  | 2級 |
| 安芸郡馬路村馬路2197-1 | 安芸警察署馬路駐在所 | 2級 |
| 土佐郡大川村小松27-1   | 大川村役場      | 3級 |

に改める。

**附 則**

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

~~~~~  
 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日（掲示済）

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第21号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和45年高知県人事委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の本庁の項中「地域防災監 医監 地域産業振興監」を「情報セキュリティ推進監 地域防災監 医監 スポーツ振興監 地域産業振興監 産業技術振興監」に、「消防指導監」を「消防指導監 土木企画監」に、「地域支援企画員（総括・集落支援担当）」を「地域支援企画員（総括・集落支援担当） 地域支援企画員（総括・連携担当）」に、「管財課の庁舎管理担当のチーフ 健康長寿政策課の企画調整担当のチーフ 地域福祉政策課の企画調整担当のチーフ 情報政策課の電子県庁及び調達最適化推進担当のチーフ」

を

「情報政策課の電子県庁及び調達最適化推進担当のチーフ 管財課の庁舎管理担当のチーフ 健康長寿政策課の企画調整担当のチーフ 地域福祉政策課の企画調整担当のチーフ」に、「土木企画課のチーフ」を「土木政策課の企画担当のチーフ並びに人事担当の主任、主幹、主査、主事及び技師」に改め、同表知事部局の出先機関の項中「プロジェクトマネージャー」及び「課長及び」を削り、同表労働委員会事務局の項中「次長」を「次長 審査調整員」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

~~~~~  
 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日（掲示済）

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第22号**

**職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則**

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第47号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「子の」を「子（条例第9条第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第15条を除き、以下同じ。）の」に改め、同項第3号中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改める。

第9条の2第1項中「（昭和22年法律第164号）」を削り、同条を第9条の2の2とする。

第9条の次に次の1条を加える。

（条例第9条第1項の人事委員会規則で定める者）

**第9条の2** 条例第9条第1項のその他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第9条の4第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項に次の2号を加える。

（4）当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

（5）第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第9条第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

第9条の5中「第9条の2第1項」を「第9条の2の2第1項」に、「及び第4号」を「から第5号まで」に、「第9条の2第2項」を「第9条の2の2第2項」に改める。

第9条の8第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項に次の2号を加える。

（4）当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

（5）第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第9条の2第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

第9条の9中「及び第4号」を「から第5号まで」に改める。第9条の10第2項中「第9条の2第2項」を「第9条の2第2

項又は第3項」に改め、「の規定による請求にあっては同項」及び「、同条第3項の規定による請求にあっては公務の運営の支障の有無」を削り、同条第3項中「第9条の2第2項」を「第9条の2第2項又は第3項」に改め、「の規定による請求にあっては同項」及び「、同条第3項の規定による請求にあっては当該時間外勤務制限開始日では公務の運営に支障が生じると」を削る。

第9条の11第1項に次の2号を加える。

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ条例第9条の2第2項又は第3項に規定する職員に該当しなくなった場合

第9条の11第2項第2号中「小学校就学の始期」を「3歳」に、「3歳」を「小学校就学の始期」に改める。

第9条の12中「第9条の10第1項後段並びに前条第1項第3号」を「前条第1項第3号から第5号まで」に、「第9条の10第1項中「条例第9条の2第2項又は第3項」とあるのは「条例第9条の2第2項」と、同条第2項中「の規定による請求にあっては同項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうか、同条第3項の規定による請求にあっては公務の運営の支障の有無」とあるのは「に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうか」と、同条第3項中「の規定による請求にあっては同項に規定する措置を講ずるために必要があると、同条第3項の規定による請求にあっては当該時間外勤務制限開始日では公務の運営に支障が生じると」とあるのは「に規定する措置を講ずるために必要がある」を「第9条の10第2項中「第9条の2第2項又は第3項」とあるのは「第9条の2第2項に規定する支障の有無又は同条第3項」と、同条第3項中「第9条の2第2項又は第3項」とあるのは「第9条の2第2項に規定する公務の運営に支障があると認めるとき又は同条第3項」に改める。

第13条第1項の表15の項中「生児」を「生児（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。）」に改める。

第15条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（介護休暇）」を付し、同条第4項及び第5項を次のように改める。

4 条例第16条第1項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間を明らかにして書面又は総務事務集中化システムにより任命権者に行わなければならない。

5 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第8項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定

するものとする。

第15条に次の4項を加える。

6 職員は、第4項の申出に基づき前項若しくは第8項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第8項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして書面又は総務事務集中化システムにより任命権者に申し出なければならない。

7 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第5項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

8 第5項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第4項の申出に基づき第5項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第6項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第17条第3項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

9 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第15条の次に次の2条を加える。

**第15条の2** 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

**第15条の3** 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（職員の育児休業等に関する条例第24条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第17条の見出し中「介護休暇」を「介護休暇及び介護時間」に

改め、同条第1項中「介護休暇」を「介護休暇又は介護時間」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項の介護休暇の承認を受けようとする」に、「条例第16条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「1回の指定期間」に、「期間」を「期間（当該指定期間が2週間未満である場合その他の人事委員会が定める場合には、人事委員会が定める期間）」に改め、同条第3項中「介護休暇」を「介護休暇又は介護時間」に、「第16条第1項」を「第16条第1項又は第16条の2第1項」に改め、同条第4項中「介護休暇」を「介護休暇又は介護時間」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第7項の規定は、公布の日から施行する。

（平成29年改正条例附則第2項の規定による指定期間の指定）

2 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年高知県条例第9号。以下「平成29年改正条例」という。）附則第2項に規定する職員の申出は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第16条第1項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の末日とすることを希望する日を明らかにして書面により任命権者に行わなければならない。

3 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、平成29年改正条例附則第2項に規定する初日（以下「初日」という。）から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

4 平成29年改正条例附則第2項に規定する職員（以下「職員」という。）は、附則第2項の申出に基づき前項若しくは附則第6項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは附則第6項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして書面により任命権者に申し出なければならない。

5 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

6 附則第3項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、平成29年4月1日から附則第2項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は附則第2項の申出に基づき附則第3項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第4項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第17条第3項ただし書の規定

により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

（準備行為）

7 附則第2項の指定期間の指定の申出は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日（掲示済）

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

### 高知県人事委員会規則第23号

#### 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第48号）の一部を次のように改正する。  
第8条の2第2号中「子」を「子（条例第9条第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第14条を除き、以下同じ。）」に改め、同条を第8条の2の2とする。

第8条の次に次の1条を加える。

（条例第9条第1項の人事委員会規則で定める者）

**第8条の2** 条例第9条第1項のその他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第8条の4第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項に次の2号を加える。

（4）当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

（5）第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第9条第1項に規定する職員に該当しなく

なった場合

第8条の5中「及び第4号」を「から第5号まで」に、「条例第9条第3項に規定する日常生活を営むのに支障がある者」を「条例第16条第1項に規定する要介護者」に改める。

第8条の6第2項中「第9条第2項」を「第9条第2項又は第3項」に改め、「の規定による請求にあっては同項」及び「、同条第3項の規定による請求にあっては公務の運営の支障の有無」を削り、同条第3項中「第9条第2項」を「第9条第2項又は第3項」に改め、「の規定による請求にあっては同項」及び「、同条第3項の規定による請求にあっては当該時間外勤務制限開始日では公務の運営に支障が生じると」を削る。

第8条の7第1項に次の2号を加える。

（4）当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

（5）第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ条例第9条第2項又は第3項に規定する職員に該当しなくなった場合

第8条の7第2項第2号中「小学校就学の始期」を「3歳」に、「3歳」を「小学校就学の始期」に改める。

第8条の8中「第8条の6第1項後段並びに前条第1項第3号」を「前条第1項第3号から第5号まで」に、「第8条の6第1項中「条例第9条第2項又は第3項」とあるのは「条例第9条第2項」と、同条第2項中「の規定による請求にあっては同項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうか、同条第3項の規定による請求にあっては公務の運営の支障の有無」とあるのは「に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうか」と、同条第3項中「の規定による請求にあっては同項に規定する措置を講ずるために必要があると、同条第3項の規定による請求にあっては当該時間外勤務制限開始日では公務の運営に支障が生じるとあるのは「に規定する措置を講ずるために必要がある」を「第8条の6第2項中「第9条第2項又は第3項」とあるのは「第9条第2項に規定する支障の有無又は同条第3項」と、同条第3項中「第9条第2項又は第3項」とあるのは「第9条第2項に規定する公務の運営に支障があると認めるとき又は同条第3項」に改める。

第12条第1項の表15の項中「生児」を「生児（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。）」に改める。

第14条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（介護休暇）」を付し、同条第4項及び第5項を次のように改める。

4 条例第16条第1項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間

を明らかにして書面又は総務事務集中化システムにより任命権者に行わなければならない。

5 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第8項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

第14条に次の4項を加える。

6 職員は、第4項の申出に基づき前項若しくは第8項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第8項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして書面又は総務事務集中化システムにより任命権者に申し出なければならない。

7 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第5項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

8 第5項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第4項の申出に基づき第5項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第6項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第16条第3項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

9 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第14条の次に次の2条を加える。

**第14条の2** 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

**第14条の3** 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（職員の育児休業等に関する条例第

24条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第16条の見出し中「介護休暇」を「介護休暇及び介護時間」に改め、同条第1項中「介護休暇」を「介護休暇又は介護時間」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項の介護休暇の承認を受けようとする」に、「条例第16条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「1回の指定期間」に、「期間」を「期間（当該指定期間が2週間未満である場合その他の人事委員会が定める場合には、人事委員会が定める期間）」に改め、同条第3項中「介護休暇」を「介護休暇又は介護時間」に、「第16条第1項」を「第16条第1項又は第16条の2第1項」に改め、同条第4項中「介護休暇」を「介護休暇又は介護時間」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第7項の規定は、公布の日から施行する。  
（平成29年改正条例附則第3項の規定による指定期間の指定）
- 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年高知県条例第9号。以下「平成29年改正条例」という。）附則第3項に規定する職員の申出は、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第16条第1項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の末日とすることを希望する日を明らかにして書面により任命権者に行わなければならない。
- 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、平成29年改正条例附則第3項に規定する初日（以下「初日」という。）から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 平成29年改正条例附則第3項に規定する職員（以下「職員」という。）は、附則第2項の申出に基づき前項若しくは附則第6項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは附則第6項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして書面により任命権者に申し出なければならない。
- 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 附則第3項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、平成29年4月1日から附則第2項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施

行日以後の申出の期間」という。）又は附則第2項の申出に基づき附則第3項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第4項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第16条第3項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかでない場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

（準備行為）

- 附則第2項の指定期間の指定の申出は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日（掲示済）

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

#### 高知県人事委員会規則第24号

#### 警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第49号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「子の」を「子（条例第9条第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第14条を除き、以下同じ。）の」に改め、同項第3号中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改める。

第8条の2第1項中「（昭和22年法律第164号）」を削り、同条を第8条の2の2とする。

第8条の次に次の1条を加える。

（条例第9条第1項の人事委員会規則で定める者）

**第8条の2** 条例第9条第1項のその他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第8条の4第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項に次の2号を加える。

（4）当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

（5）第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第9条第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

第8条の5中「第8条の2第1項」を「第8条の2の2第1項」に、「及び第4号」を「から第5号まで」に、「第8条の2第2項」を「第8条の2の2第2項」に改める。

第8条の8第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項に次の2号を加える。

（4）当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

（5）第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第9条の2第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

第8条の9中「及び第4号」を「から第5号まで」に改める。

第8条の10第2項中「第9条の2第2項」を「第9条の2第2項又は第3項」に改め、「の規定による請求にあつては同項」及び「、同条第3項の規定による請求にあつては公務の運営の支障の有無」を削り、同条第3項中「第9条の2第2項」を「第9条の2第2項又は第3項」に改め、「の規定による請求にあつては同項」及び「、同条第3項の規定による請求にあつては当該時間外勤務制限開始日では公務の運営に支障が生じると」を削る。

第8条の11第1項に次の2号を加える。

（4）当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

（5）第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ条例第9条の2第2項又は第3項に規定する職員に該当しなくなった場合

第8条の11第2項第2号中「小学校就学の始期」を「3歳」に、「3歳」を「小学校就学の始期」に改める。

第8条の12中「第8条の10第1項後段並びに前条第1項第3

号)を「前条第1項第3号から第5号まで」に、「第8条の10第1項中「条例第9条の2第2項又は第3項」とあるのは「条例第9条の2第2項」と、同条第2項中「の規定による請求にあっては同項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうか、同条第3項の規定による請求にあっては公務の運営の支障の有無」とあるのは「に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうか」と、同条第3項中「の規定による請求にあっては同項に規定する措置を講ずるために必要があると、同条第3項の規定による請求にあっては当該時間外勤務制限開始日では公務の運営に支障が生じる」とあるのは「に規定する措置を講ずるために必要がある」を「第8条の10第2項中「第9条の2第2項又は第3項」とあるのは「第9条の2第2項に規定する支障の有無又は同条第3項」と、同条第3項中「第9条の2第2項又は第3項」とあるのは「第9条の2第2項に規定する公務の運営に支障があると認めるとき又は同条第3項」に改める。

第12条第1項の表15の項中「生児」を「生児（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。）」に改める。

第14条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（介護休暇）」を付し、同条第4項及び第5項を次のように改める。

4 条例第16条第1項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間を明らかにして書面により本部長に行わなければならない。

5 本部長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第8項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

第14条に次の4項を加える。

6 職員は、第4項の申出に基づき前項若しくは第8項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第8項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして書面により本部長に申し出なければならない。

7 本部長は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第5項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

8 第5項又は前項の規定にかかわらず、本部長は、それぞれ、申出の期間又は第4項の申出に基づき第5項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第6項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第16条第3項ただし書の規定によ

り介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

9 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第14条の次に次の2条を加える。

**第14条の2** 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

**第14条の3** 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（職員の育児休業等に関する条例第24条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第16条の見出し中「介護休暇」を「介護休暇及び介護時間」に改め、同条第1項中「介護休暇」を「介護休暇又は介護時間」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項の介護休暇の承認を受けようとする」に、「条例第16条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「1回の指定期間」に、「期間」を「期間（当該指定期間が2週間未満である場合その他の人事委員会が定める場合には、人事委員会が定める期間）」に改め、同条第3項中「介護休暇」を「介護休暇又は介護時間」に、「第16条第1項」を「第16条第1項又は第16条の2第1項」に改め、同条第4項中「介護休暇」を「介護休暇又は介護時間」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第7項の規定は、公布の日から施行する。

（平成29年改正条例附則第4項の規定による指定期間の指定）

2 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年高知県条例第9号。以下「平成29年改正条例」という。）附則第4項に規定する職員の申出は、警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第16条第1項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の末日とすることを希望する日を明らかにして書面により本部長に行わなければならない。

3 本部長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、平成29年改正条例附則第4項に規定する初日（以下「初日」という。）から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

4 平成29年改正条例附則第4項に規定する職員（以下「職員」という。）は、附則第2項の申出に基づき前項若しくは附則第6項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは附則第6項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして書面により本部長に申し出なければならない。

5 本部長は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

6 附則第3項又は前項の規定にかかわらず、本部長は、それぞれ、平成29年4月1日から附則第2項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は附則第2項の申出に基づき附則第3項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第4項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第16条第3項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

（準備行為）

7 附則第2項の指定期間の指定の申出は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第3号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日（掲示済）

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

別表第1の1級の知事部局の項中  
「地域支援企画員（6等級）」  
を  
「地域支援企画員（6等級）  
地域支援企画員（7等級）」  
に改め、同表の4級の教育委員会の項中  
「主任指導主事（3等級）」  
を  
「主任指導主事（3等級）  
青少年センターの課長」  
に改め、同表の6級の知事部局の項中  
「森林土木技査」  
を  
「森林土木技査  
土木企画監」  
に、  
「市町村支援専門監」  
を  
「市町村支援専門監  
産学官民連携センター副センター長」  
に改め、同表の7級の知事部局の項中  
「地域防災監  
地域産業振興監」  
を  
「情報セキュリティ推進監  
地域防災監  
スポーツ振興監  
地域産業振興監  
産業技術振興監」  
に改め、「港湾振興監」を削り、  
「療育福祉センター長」  
を  
「大阪事務所長  
工業技術センター所長  
高知高等技術学校長」  
に改め、同表の7級の項中  
「

|         |       |
|---------|-------|
| 監査委員事務局 | 事務局次長 |
|---------|-------|

を  
「

|                  |       |
|------------------|-------|
| 議会事務局<br>監査委員事務局 | 事務局次長 |
|------------------|-------|

に、「労働委員会事務局」を「収用委員会事務局」に改め、同表の8級の知事部局の項中  
「地域産業振興監」

を

「地域産業振興監  
港湾振興監」

に、「消防学校長」を「療育福祉センター長」に改め、「副センター長」、「大阪事務所長」及び  
「高知高等技術学校長」を削り、同表の8級の項中

|          |       |
|----------|-------|
| 議会事務局    | 事務局次長 |
| 収用委員会事務局 | 事務局長  |

を  
「

|          |      |
|----------|------|
| 労働委員会事務局 | 事務局長 |
|----------|------|

に改める。